第四十八条の十六中「第一条」の下に「、第二条の三」を加える。

第四十八条の十七第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第四十三条の規定に該当することとなつたこと。

五　第四十五条又は第四十六条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。

第四十八条の二十第二項中「及び第四十八条」を「、第四十七条の三及び第四十七条の四」に改める。

第四十九条の二第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第二条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定

第四十九条の十四第一項第一号中「及び第十号から第十二号まで」を「、第八号及び第十一号から第十三号まで」に改め、同項第六号中「第四十九条の二第二項第九号」を「第四十九条の二第二項第十号」に改める。

第五十一条第二項中「第四十八条、第五十四条及び第五十五条」を「第四十七条の三、第四十七条の四及び第五十四条から第五十六条まで」に改め、同条第四項中「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に、「、第五十四条及び第五十五条」を「及び第五十四条から第五十六条まで」に改める。

第五十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、第四十八条第一項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第五十六条を次のように改める。

（関係人等への協力要請）

第五十六条　国税庁長官は、この法律の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる。

第五十七条第一項中「の規定」を「若しくは第二項又は前条の規定」に改める。

第五十八条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第五十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者で」を「者が」に、「もの」を「とき。」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第六十条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第六十一条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第六十二条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「若しくは第二項の規定」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

第六十三条中「前条」を「前条第一号若しくは第二号（第四十九条の十九第一項及び第五十五条第一項（税理士法人に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「賦課決定（」を削り、「をいう」を「（同法第三十三条第四項（賦課決定の所轄庁等）の規定の適用を受けるものを除く」に改める。

第七条第三項中「、又は」を「、又はその内国消費税の納付を」に、「その内国消費税の納付を」を「納付受託者（国税通則法第三十四条の四第一項（納付受託者）に規定する納付受託者をいう。以下この条において同じ。）に委託し、若しくは第六項若しくは第七項の規定により」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「による申請又は届出の場合の」及び「による登記等の申請等の場合の」を「を使用する方法等による」に改め、同条第八項中「関税の納付前における」を削り、「受取り」を「関税の納付等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は」を削り、「第五項」を「第五項の規定により納付受託者にその納付を委託し、又は第六項若しくは第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「、第四項」を「、第六項」に、「第七条第四項又は第五項」と、「」を「第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「」に改め、「及び第二項」を削り、「第七条第四項又は第五項」と、同条第四項」を「第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、同条第四項」に、「第七条第四項又は第五項」と、同法」を「第七条第六項又は第七項」と、同法」に、「第七条第四項又は第五項」と読み替える」を「第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定の適用を受ける場合には、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者にその納付を委託しなければならない。

5　第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者にその納付を委託することができる。

第十九条第一項中「第七項」を「第八項」に、「の申告等の」を「の申告、納税等の」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「第三十五条第二項（期限後申告等による納付）を「」の」に、「第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は」を「」又は」に改め、「（引取り前における修正申告等の特例）を削り、「に係る納付）を「」の」に、「次項第二号」を「第五項第二号」に、「同条第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第二項中「「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、」を削り、「第七項」を「第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「第三十六条第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同項第二号に係るものに限る。）」を削る。

第二十三条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第二十四条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第七条第六項」を「第七条第八項」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同条第三号中「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同条第四号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第五号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十五条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項及び第十二項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第四十一条の二第一項第二号中「、磁気テープ」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の六第一項第二号中「、磁気テープ」を削る。